

第57回岩手県国土利用計画審議会会議録

日時 平成26年1月30日(木)

午後1時30分～午後4時00分

場所 エスポワールいわて3階 特別ホール

出席委員

伊藤悦子	委員	岩手県農業農村指導士
井良沢道也	委員	岩手大学農学部教授
川田昌代	委員	岩手県環境アドバイザー
川村冬子	委員	森林インストラクター
神田由紀	委員	(株)岩手日報社東京支社編集部長
熊谷富民子	委員	JA岩手県女性組織協議会会長
近藤とし子	委員	岩手県商工会女性部連合会監事
高橋早弓	委員	岩手県森林・林業会議常任理事
豊島正幸	委員	岩手県立大学総合政策学部長
服部幸司	委員	不動産鑑定士
細井洋行	委員	西和賀町長(岩手県町村会理事)
南正昭	委員	岩手大学工学部教授
芳沢荃子	委員	岩手県教育委員

(五十音順)

1 開 会

【事務局】(臼澤環境影響評価・土地利用担当課長)

皆様ご苦勞様でございます。皆様お揃いでございますので、先に本日の配付資料を確認させていただきたいと思っております。まず、お席の方に、知事から会長あての「岩手県土地利用基本計画変更の諮問書」の写しをお配りしてございます。また、会議資料につきましては、事前に委員の皆様へ送付してございますけれども、本日ご持参をお願いしては、お持ちになっていない方がいらっしゃいましたら、お願いしたいと思います。よろしいでしょうか。資料でございますけれども、まず次第でございます。それから配席図、委員名簿、事務局の名簿でございます。それから、資料1といたしまして「土地利用区分別面積の推移等について」、資料2といたしまして「岩手県土地利用基本計画(計画図)の変更について」、資料3「農業地域に関する情報提供について」、資料4「東日本大震災津波からの復旧・復興状況について」、それから、参考資料1から6までございますが、参考資料1といたしまして「岩手県国土利用計画審議会条例」、参考資料2といたしまして「岩手県国土利用計画審議会運営規程」、参考資料3「復興整備計画及び復興整備協議会について」、参考資料4「岩手県土地利用基本計画の概要」、参考資料5「岩手県土地利用基本計

画書」、参考資料6「国土利用計画岩手県計画（第四次）」でございます。それから、本日追加資料といたしまして、「平成17年度以降の民有林の異動状況」でございます。よろしいでしょうか。

それでは、ただいまから、第57回岩手県国土利用計画審議会を開催いたします。私は、環境保全課環境影響評価・土地利用担当課長をしております、臼澤勉と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、会議の成立についてご報告いたします。現在ご出席いただいている委員の皆様は、委員総数17名中、13名でございます。岩手県国土利用計画審議会条例第6条第2項の規定における半数以上の出席をいただいていることから、会議は成立していることをご報告申し上げます。

また、会議の公開についてでございますが、本日の会議は公開することとして進めさせていただきたいと存じます。

2 挨拶

【事務局】（臼澤環境影響評価・土地利用担当課長）

それでは、次第に従って進めさせていただきたいと思っております。はじめに、風早環境生活部長よりご挨拶を申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】（風早環境生活部長）

皆さんこんにちは。県の環境生活部長の風早でございます。第57回岩手県国土利用計画審議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

まずもって、委員の皆様方には、この度、当審議会委員へのご就任をお願いしましたところ、快くお引き受けをいただきまして大変ありがとうございます。

また、本日は、年初めの大変お忙しい中、ご出席賜りまして誠にありがとうございます。

県では、国土利用計画法に基づきまして、本県の土地行政の基本となります。国土利用計画岩手県計画及び岩手県土地利用基本計画を策定いたしまして、適切かつ合理的な土地利用の推進に取り組んでいるところでありますが、この審議会におきましては、これらの計画の策定にあたりまして、皆様からご審議ご意見をいただいているところであります。

本日は、改選後初めてということもありまして、会長、会長職務代理者のご選任の後、岩手県土地利用基本計画図の変更について諮問をさせていただくこととしております。

この岩手県土地利用基本計画につきましては、国土利用計画岩手県計画を基本としておりまして、その中に今申し上げた計画図、そして計画書この2つで構成されているということになってございます。具体的には、後ほどご説明もさせていただきますが、県土全体を5つの区域に分けまして、それぞれの土地利用の原則などについて、定めさせていただいているものでございます。都市計画法ですとか、森林法、各種の個別の土地利用規制の法律に基づく土地の利用の総合調整を行っているものでございます。

また、復興に向けたまちづくり、地域づくりを円滑に進めるため、東日本大震災復興特別区域法に基づきまして、沿岸の市町村において復興整備協議会というものが開催されております。そして、この計画図の変更の承認もいただいておりますので、この点についても後ほどご説明をさせていただきたいと思っております。

委員の皆様方におかれましては、本日のご議論を含めまして、今後とも本県の土地行政の推進につき、ご指導ご協力をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、私からのご挨拶とさせていただきます。本日は何卒よろしくお願いたします。

3 委員紹介

【事務局】（白澤環境影響評価・土地利用担当課長）

続きまして、議事に入ります前に、事務局から委員の紹介をさせていただきます。

【事務局】（吉田参事兼総括課長）

環境保全課総括課長の吉田拓でございます。本日の会議は、平成 25 年 11 月 1 日付けで当審議会委員にご就任いただきましてから、最初の会議でございますので、私から名簿の順に委員の皆様をご紹介させていただきます。

伊藤悦子委員でございます。

井良沢道也委員でございます。

川田昌代委員でございます。

川村冬子委員でございます。

神田由紀委員でございます。

熊谷富民子委員でございます。

近藤とし子委員でございます。

高橋早弓委員でございます。

豊島正幸委員でございます。

服部幸司委員でございます。

細井洋行委員でございます。

南正昭委員でございます。

芳沢莜子委員でございます。

なお、佐々木由貴子委員、庄司知恵子委員、三宅諭委員、山本正徳委員は、都合により欠席でございます。以上で皆様のご紹介を終わります。これからの任期 3 年間よろしくお願いたします。

続きまして、事務局の紹介でございますが、お手元に事務局の名簿がございますので、ご参照いただくことをもちまして、紹介に代えさせていただきます。

【事務局】（臼澤環境影響評価・土地利用担当課長）

ここで、誠に恐れ入りますが、風早部長におきましては、所用のため退席させていただきますので、ご了承をお願いいたします。

4 議 事

(1) 会長の選任について

【事務局】（臼澤環境影響評価・土地利用担当課長）

それでは、議事に入らせていただきます。議事の(1)の会長の選任でございますが、会長につきましては、岩手県国土利用計画審議会条例第4条第1項の規定により、委員の互選により定めることになっておりますが、いかがいたしましょうか。

【委員】

事務局一任。

【事務局】（臼澤環境影響評価・土地利用担当課長）

はい、ただいま、事務局一任のご発言がありましたので、事務局の方からご提案させていただきます。会長につきましては、前期から引き続き、豊島委員にお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

【委員】

異議なし。

【事務局】（臼澤環境影響評価・土地利用担当課長）

はい、ありがとうございます。それでは、ご異議がないようでございますので、会長は豊島委員にお願いすることに決定いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、岩手県国土利用計画審議会条例第4条第2項の規定により、議長は会長が務めることとされておりますので、豊島委員には、早速ではございますが、会長席にお着きいただきまして、以後の進行をお願いいたします。それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

【豊島会長】

引き続き、会長を務めさせていただきます、豊島です。どうぞよろしくお願いいたします。この審議会、多様な分野の皆様がお集まりです。それぞれのお立場から活発なご意見を頂戴できればと思います。

一言だけ、この審議会ですが、私も暫く務めながら、ようやく全体像が見えてきたという状況であります。この審議会、私の理解は、県土、土地利用の枠組みを決めるというものであります。枠組みというのは、資料にもありますけれども、都市地域、農業地

域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域という、大きく五つの枠組みを設定して、それぞれに進むべき土地利用のあり方というのを決めていくということですが、例えば農業地域というのは、農振法で農業振興地域に指定されているところが枠組みとなります。ここでは皆さんご案内のとおり、自分の土地であっても農地であれば、農振地域の中の農地であれば、勝手にお店を作ったり、アパートを作ったりできない、そういう個別法の縛りがあります。

そういったことで、この大きな枠組みを作るということは、これからの県の土地利用のあり方、方向性を決めるということでもあります。相互にその地域が重なり合う場合もあります。そこにおいては、この場で調整しながら決めていくということになっております。そのような理解をしております。どうぞよろしく願いいたします。

(2) 会長職務代理者の指名について

【豊島会長】

それでは、早速、議事に入ります。議事の(2)会長職務代理者を指名するという事になっております。岩手県国土利用計画審議会条例第4条第3項の規定によりまして、会長が指名するという事になっておりますので、指名をさせていただきます。会長職務代理者を井良沢委員をお願いしたいと存じます。よろしいでしょうか。

【井良沢委員】

はい。よろしく願いいたします。

【豊島会長】

よろしく願いいたします。次に、本日の会議録署名委員につきまして、これも運営規程第5条第2項の規定に基づきまして、私の方から指名して、お願いをしたいと存じます。会議録署名委員は、これまでなさってこられた方を除いて名簿順をお願いしたいと考えております。川田委員、川村委員、このお二人をお願いしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

【川田委員、川村委員】

はい。よろしいです。

【豊島会長】

お願いいたします。

(3) 岩手県土地利用基本計画（計画図）の変更等について

「土地利用区分別面積の推移等について」

【豊島会長】

それでは、議事の3に移ります。先ほど、ご紹介がありましたけれども、知事から諮問されております、岩手県土地利用基本計画（計画図）の変更についてでございますが、まずは審議の前提となります、土地利用区分別面積の推移等について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】（佐々木主任主査）

（資料1「土地利用区分別面積の推移等」について説明）

【豊島会長】

はい、ありがとうございました。ただいま、土地利用区分別面積の推移について、ご説明がありました。ただいまの推移というのは、次に諮問されております、土地利用基本計画の変更を考える上でのベースともなりますので、どうぞ、ただいまのご説明に対して、ご質問がございましたらいただきたいと思えます。いかがでしょうか。もう一度説明をしてほしいということも含めていかがでしょうか。はい、どうぞ、神田委員。

【神田委員】

初めてなので、基本的な質問で恐縮ですけれども、目標年次の数値がありますが、これは、必ずこの数値を達成しなければならないというものなのか、例えば、農地は思った程減少していませんが、農業がすごく振興されて、思った程減少しなかった。それはそれで農業の振興という面ではいいのかなとも思いますし、例えば、宅地とか商業用地は、復興がすごく進んで、街がもう1回できてくれば、上回ってもいいのかなという思いもありますが、この目標数値という位置付けがよく分からないので、ご説明いただけるとありがたいです。

【事務局】（臼澤環境影響評価・土地利用担当課長）

この国土利用計画岩手県計画で定めております土地利用区分毎の目標年次に対する面積の位置付けについてですが、この計画の大きな柱立てとして、一つは農業や森林といった自然的な土地利用については、極力減少を抑制していきましょう、という基本的な考え方がまずあります。

一方で、宅地とか道路といった都市的な機能の部分については、エネルギーも含めて限られた県土の質的な向上を図っていきましょう、という2本立ての大きな考え方がございます。それぞれ相反する価値をこの審議会等で総合的に調整を図っていきましょう、という考え方がございます。

農地や森林の29年に対する目標年次の面積がございしますが、それを必ず達成しなければいけないのかということに関して言えば、そうではなくて、計画を策定した時には、いろいろなデータを分析して推定しております。極力、自然的な土地利用、森林や農地につい

ては、なるべくそういう面積に届かないように管理していきましょう、あるいは道路等の事業につきましても、29年にこのくらいの道路を整備しなければいけないというような、事業を管理する面積ではございません。

【豊島会長】

よろしいでしょうか。ここに掲げられている目標数値というものは、今の説明にあったように、達成しなければいけないものではなくて、しかし、当初計画した段階ではそういった減少傾向は、これからも続くであろうと見込んだ時のもの、というように理解していただきたい。

むしろ、大事なのは、これから土地利用の変更などを審議する上で、今おっしゃられました2点ですね、農地あるいは森林など、自然的土地利用の減少はできるだけ抑制していきましょう。それから、一方、都市的土地利用については、需要があるから広げていくということではなくて、その内部をしっかりと質的に向上させていきましょう。都市地域の中でも空き地だったり、空き家だったりという状況が、最近出てきておりますので、そういったところで拡大するだけではなくて、中身の質を向上させていきましょう。この2つは、大きな柱として私たちも常に認識しておきたいと思う次第です。

他にいかがでしょうか。はい、どうぞ、熊谷委員。

【熊谷委員】

ちょっと初歩的なことなんですけれども、3年前の震災の関係で、農地の減少はこの中に見られているのでしょうか。というのは、現実には、沿岸の方の土地利用を見ますと、なかなか復興の度合いが進まない。例えば、田んぼであっても、中に何が入っているかわからない状態で農業をやる状態ではないということもありますので、そういうものも、想定よりも穏やかに減少、ということの中に入っているのかということをお聞きしたいです。

【事務局】（臼澤環境影響評価・土地利用担当課長）

はい、まずこの24年の農地に関する数字152,600haにつきましても、平成24年7月時点での数字になってございます。ご案内のとおり、沿岸の被災地の方における農地につきましても被災してございまして、順次、今、災害復旧事業等で農地を復旧しているような状況になってございます。この農地につきましても、23年から24年にかけて100ha減ってございますけれども、基本的には田んぼは減っていません。畑の分の減少でございます。いずれ、沿岸被災地の方での復興で、農地についても復旧してございますので、そこら辺はこの数字の中にも復旧している部分も含まれていますし、今後、25年にかけて、災害復旧で農地を復旧させておりますので、また25年につきましても、そういった数字が反映されてくると見ております。

【豊島会長】

よろしいでしょうか。ただいまの熊谷委員さんからの質問で、震災による農用地の減少というのはむしろ、22年から23年という、この棒グラフの落ち込みが少し急になっていますけれども、そこに現れていると見てよろしいですか。

【事務局】（臼澤環境影響評価・土地利用担当課長）

はい、そのとおりでございます。

【豊島会長】

はい、他にございませんか。はい、どうぞ、細井委員。

【細井委員】

恐れ入ります。このグラフの森林のところで、「太陽光発電用地等が森林面積から除外されることが見込まれる」とありますが、太陽光発電の用地が、森林面積という区分の中に設置されたものが結構多かったのかどうかということについて、教えていただきたいと思えます。

【事務局】（臼澤環境影響評価・土地利用担当課長）

はい、今回のこの23年から24年にかけての減少なんですけれども、ちょうど11,755百haから11,725百haということで、3,000ha位減ってございます。これにつきましては、先ほど説明いたしましたとおり、統計の取り方の関係で、5年に1度の森林資源現況調査の確定値に伴って減少しているというのが大きなところでございます。

それで、今ご質問のありました、太陽光発電用地等についての森林の転用ということについては、民有林の中で一部含まれてはいると思いますが、具体的にどの位の規模かといったところまでは把握できていません。ただ、再生可能エネルギーについては、県で様々な企業から、風力発電や太陽光発電の事業計画に対するご相談を受けてございまして、今後、再生可能エネルギー事業の利用が見込まれるところでございます。

【豊島会長】

ありがとうございました。少し繰り返させていただきますが、このデータにある平成24年度時点までのところで、森林が太陽光発電等の土地利用に変わったところがあると思いますが、これから、それがより見込まれるということでしょうか。それから、農用地が太陽光発電用地になったということも結構あるように思いますが、最近の動向とこれからの見通しについて、それぞれ森林と農用地関係で説明を加えていただければありがたいです。

【事務局】（森林保全課 阿部技術主幹兼保全・治山林道担当課長）

森林保全課の阿部と申します。太陽光発電については、資料2の3ページ、これから説

明することになりますが、変更地域別概要の中の7番、こちらの方で4ha 太陽光発電となっております。私ども森林保全課の林地開発部門で、現在、森林から外したのは、この4ha のみでございます。ただし、先ほど説明されていますように、これから、100ha を超えるような規模のものが、相談件数としては出てきております。

【事務局】（農業振興課 星野技術主幹兼農地・交流担当課長）

農業振興課の星野でございます。農地に係る太陽光発電のための転用についてですが、農地に区分がございまして、町場にあるちょっとした農地は第3種農地、山の中にある少し生産性が低いようなところは第2種農地と言いますが、これらについては、農地法上、許可ができることになっておりまして、実際にメガソーラーが設置されております。農地転用されたところとしては、北上市の高速道路から見えるメガソーラーが約6ha、第3種農地でございます。また、一番大きいのは、復興整備計画の関係で大船渡の五葉山に30ha近い農地、牧草地といいますか放牧地が転用されております。それから小規模の転用申請がございまして、風力発電のための風況調査といった一時転用を含めると、大体30件位は農地転用の許可が下りております。

【豊島会長】

ありがとうございました。現状と見通しについてご説明いただきました。

【事務局】（森林整備課 菊池主任主査）

森林整備課計画担当の菊池と申します。太陽光発電の林地の利用につきましては、今、森林保全課の阿部担当課長からご報告があったものに加えまして、復興整備計画で、大船渡市におきまして、五葉山の太陽光発電事業で約5haほど太陽光発電用地として森林区域が外れている状況でございます。

【豊島会長】

はい、ありがとうございました。これからの見通しとして、森林地域に太陽光発電等の用地が確保されていく見通しであるというふうに受け止めました。

他にございませんか。はい、服部委員。

【服部委員】

宅地のところで、基準年次からの実績と増減率というところで、平成24年の増加は、沿岸地域における宅地造成及び盛岡南土地区画整理事業等の完了による増加と書いてありますが、まず1点目、盛岡南土地区画整理事業による宅地の増加分というのは、例えば仮換地指定とか使用収益とか換地とか、どの時点でどういうふうに今まで追加していったのか。

2点目、沿岸地域における宅地造成ですが、平成24年度までは、多分、公共団体による高台移転で、宅地造成まで至っているところが少ないと思います。主に民間による団地の

造成が多いと思いますが、具体的な沿岸地域での宅地の増加分の数字というのは持っていらっしゃいますでしょうか。

【事務局】（白澤環境影響評価・土地利用担当課長）

まず2点目の方の実際の高台移転に係る宅地の増加面積というのは、結論から申しますと把握はしておりません。今把握しているのは、森林区域を除外する手続きを復興整備協議会で行っていますが、そういった高台移転で森林地域を外す面積について、本日お配りしている資料等で大体のボリューム感を把握できるかと思います。今後、市や町で山林を取得して、住宅団地として整備し、それを宅地として被災された方々に分譲したり、お貸しするという形で、今後宅地という地目の面積が増えていくものと見ております。区画整理事業についても、今後換地指定に伴って確定していくものと考えています。

【事務局】（佐々木主任主査）

1点目の盛岡南土地区画整理事業に伴う宅地の捉え方についてですが、市町村課の税制担当によると、収益が発生した時、つまり課税ということで固定資産が発生した時からのものになります。その分が24年は増加したと盛岡市の方から報告があったところです。

【豊島会長】

よろしいですか。宅地については数値をより深く理解するには、今のようによどの段階でということが大事ですね。それでは、伊藤委員。

【伊藤委員】

先ほどの太陽光発電についてですが、農地の転用ということが言われていましたけれども、一時転用の期間というのは定められているのでしょうか。

【事務局】（農業振興課 星野技術主幹兼農地・交流担当課長）

一時転用する場合、農地の種類毎に期間が決まっております。農振農用地、言ってみれば、農業のためにとっておかなければならない土地という括りがあります。そちらの農振農用地内の農地であれば、一時転用は3年以内と決まっております。それ以外に農用地区域以外の農地につきましては、1種農地や2種農地、3種農地という区別になりますが、そちらの方は、必要な期間において一時転用できます。ですから5年だったり10年だったり、根拠があれば、その期間は一時転用できるという扱いになっております。

【伊藤委員】

はい、ありがとうございます。それからもう1点。遊休農地の部分で、これからまた作付けが可能な遊休農地、それから、もうかなり何年も作付けしていない農地という部分で、資料の方に緑とか赤とか黄色で色分けした部分がありますけれども、こういうのは市町村ごとに取りまとめて、各農家の方でも把握しているものなのでしょうか。

【事務局】（農業振興課 星野技術主幹兼農地・交流担当課長）

荒廃農地につきましては、毎年、国の方で調査の要領を決めまして、市町村が調査しています。ですから、農業委員の方とかも一緒に歩きながら、この土地であれば再生が可能な農地だとか、何十年近くも放っておいて木が生えたりいろんなものが生えたりして、これは再生が無理な農地だとか、毎年判断しています。ですから、実際に遊休農地化している土地をお持ちの方には、農業委員会の方から、ちゃんと対応するよという事で、遊休農地対策の強化が21年の農地法改正で強く求められているところです。

【伊藤委員】

はい。ありがとうございました。

【豊島会長】

農地は面積的にはこの数値なんだけれども、ひょっとしたら、実質的にこれを下回るような状況と見ておいた方がいいということでしょうか。

その他。はい、どうぞ、高橋委員。

【高橋委員】

土地利用区分別面積の推移の森林についてですが、24年度は統計の手法の変更によって数字が大きく変わったという話がありましたけれども、実際に減っている量がどのくらいなのかということと、手法が変わったことが原因であれば、この29年度の11,753百haも、その手法に合わせて数字を変えておかないといけないのかなと思います。

また10年間の計画の中で、今5年目の点検というお話でしたけれども、点検の結果の2行目ですけれども、概ね計画で想定した範囲という表現になっているんですが、この想定内と想定外というのは、どれくらいの乖離が出た時に想定されると見られているのか。いわゆる5年目の点検で29年度を見直すこともあり得るのか、必要な時があるのかなという気がして、点検だけして見守っているだけなのか、その辺のところを教えていただきたいと思います。

【事務局】（白澤環境影響評価・土地利用担当課長）

まず1点目、24年にどのくらい減少しているのかというご質問でございました。今回、実態調査に伴いまして、5年に1度の森林面積を確定してございます。先ほども言いましたとおり、23年から24年にかけて、約3,000ha減少していますけれども、このうち2,400haが国有林の分になってございまして、実はこれは、先ほどの官行造林が約1,200ha、残りが林野庁の国有林ということになっています。結論から申しますと、林野庁にも確認しましたところ、昨年度までは、山の面積を把握する際に、いわゆる除地といいますか、作業道みたいな面積もカウントして面積を把握していたものが、今年の5年に1度の調査の中では、そういう作業道の雑地を除いた面積、実際の木や竹等が生えている森林の面積で整理

したということです。それにより大幅に国有林の面積が減少しているということです。基本的には23年から24年12月にかけての1年間で10haを超す大規模な林地開発の許可というものはございません。

それから民有林の方で、23年から24年にかけて、約600haくらい減っておりますが、これにつきましては、先ほども説明がありましたとおり、今回の北上川中流地域森林計画面積等がほぼ大体同じくらいの面積規模で減っております。実際の転用はどうなっているのかということにつきましては、本日追加で配付しております、「17年度以降の民有林の異動状況」に書いてございますが、森林以外への異動は477haございます。主には道路、横断道とか胆沢ダム等のダムというのが大きく占めているという状況になってございます。

それから、森林がどのくらいの減少で概ね妥当かというご質問でございます。森林につきましては、今回減少しておりますが、全体としては、 $\Delta 0.3\%$ の増減率に止まっているという状況でございます。農用地につきましては $\Delta 0.1\%$ でございますし、一方で原野については 2.2% ということで、それぞれの地目ごとに結構、目標値に対する乖離幅が出ております。森林につきましては、 $\Delta 0.3\%$ の減少ということになっておりまして、農地あるいは森林を含めて、大きなポイントの1つであります、自然的土地利用の抑制というところの減少ということに関して言えば、農地と森林、原野も含めて、全体的な増減幅は、概ねこの計画に対して、そんなに大きく乖離していないと見ているところでございます。

【高橋委員】

そうすると、29年度の11,753百haという数字は、この数字のままでいくということですか。

【事務局】（白澤環境影響評価・土地利用担当課長）

はい。今回現況調査に伴いまして11,725百haに下がっておりますので、今回この下げが今後、どういう傾きで推移していくのかといったところを注視しながら見ていきたいと考えております。

【高橋委員】

はい、ありがとうございます。

【豊島会長】

そうしますと、今、国有林の算出方法が変わったことによって、ガクッと落ちたように表現されるけれども、実質、民有林については600haの減に止まっていて、それは当初の減少の幅、想定している幅の中に納まると見ると。そうしますと、そこから当初の減少の傾きを1回、原点を下にずらして、上の青い線を平行移動したような形で持って行って、平成29年のところの値を、私たちは当面の目標の数値として理解してよろしいのではありませんかね。

【事務局】（臼澤環境影響評価・土地利用担当課長）

はい、いずれ、今後どういうふうの実績の傾きが、計画の傾きに対して下がっていくのかどうか、そういったところを注視していかなければと思います。一方、原野の方では計画より上回って、森林から原野の方に土地が移動しているような部分も出ていますので、ここら辺も含めて、農用地に対する転換だとか、山とか農地、そういった総合的な動きを注視していきたいというふうに見ております。

【豊島会長】

はい、算出方法などが変わったことによって、数値それ自体よりもむしろ、傾向ですね、実績の減少の傾き、そこに私たちはより注視して見守っていくというスタンスでいきたいと思えます。

他にございますか。はい、どうぞ、川村委員。

【川村委員】

「その他」についてお伺いします。この増減の値のパーセンテージの大きい小さいで見ますと、「その他」が 3.1%変動しているということで、一番目立った部分になっていますが、「その他」の内訳が、公共施設用地、ゴルフ場・スキー場・レクリエーション用地、耕作放棄地、そして駐車場や資材置場等も含むということですね。我々一般人の感覚から申しますと、有効に使われている土地というのは、公共施設用地であったりレクリエーション施設だったりするのですが、耕作放棄地ということになれば、これは無駄になっている土地という感覚になります。そこで、この内訳の数字があれば教えていただきたいのと、有益な方向に使われつつあると見て良いのか、それともその逆の方向に今振れているのか、その傾向をお教えいただきたいと思えます。

【事務局】（臼澤環境影響評価・土地利用担当課長）

「その他」の内訳につきましては、結論から申しますと、なかなか把握できないというのが現状でございます。「その他」の面積につきましては、県全体の面積から農地や森林、あるいは住宅地といったそれぞれの区分面積を引いた残りの分がこの「その他」という面積でございます。今回どういったところが増えているか、2、3例を申しますと、例えば都市計画の公園区域というのは 23 年から 24 年にかけて若干増えております。都市計画課の数値を見る限りで、例えば遠野市の地区公園、あるいは花巻市の運動公園、盛岡市の風致公園といった公園が若干増えてございます。また、教育委員会の方に確認しましたところ、学校用地につきましても、今回災害復旧して移転するような小学校であったり、あるいは学校が統合して別な場所に移るといような学校が県南や盛岡、内陸の方でございます。そういった学校用地といった公共用地の利用が増えております。

一方、耕作放棄地についてですが、全体の中で今どのくらいになっているのか、具体的な数値は言えませんが、参考までに、農林業センサスというのが 5 年に 1 度出ております。

直近のデータですと、平成 22 年になります。平成 17 年から 22 年の 5 年間で耕作放棄地がどのようになっているかと申しますと、岩手県に関しましては約 136ha 位増加しています。耕作放棄地率で見ますと 12%を占めています。耕作放棄地については、農林業センサスの統計値であります、ある程度ボリュームがあるという状況になっています。

【川村委員】

重ねて、耕作放棄地の件ですが、身近な、例えば盛岡近郊の街を見ていまして、例えば明らかに耕作放棄地になっているな、そこに例えば住宅地に転換されるとか、そういうことは現実には行われるのでしょうか。

【事務局】（臼澤環境影響評価・土地利用担当課長）

まず、耕作放棄地の実態について、先ほどの数字の補足ですが、耕作放棄地の中でも、実は大きく 3 つに分類されます。1 つは実際に農業をやって作物を販売している農家が所有する耕作放棄地は逆に減っております。一方、自分で食べる分、農地として利用されている自給的農家の方や、土地だけを持っている非農家の方が持っている耕作放棄地というのが逆に増えているという状況にあります。実際に高齢化や、担い手が不足してきているという背景から、自給的農家や土地持ち非農家の分の耕作放棄地が少し増加している傾向にあると思います。

【事務局】（農業振興課 星野技術主幹兼農地・交流担当課長）

統計上の耕作放棄地というのは、センサスを記入した方の自己申告で書いているわけです。このため、今後作付けしない見込みということで、歳もとったしということで丸を付けると、その分がセンサスとしてカウントされるということになります。耕作放棄地といっても地目が畑だったり田んぼだったり、原野であっても前にもものを作って耕したということになれば、一応農地扱いになりますので、農地法の規制が及ぶところです。ですから耕作放棄地といえども地目が農地だったり、以前に農業をやった土地であれば、農地転用の許可が必要になります。耕作放棄の状態、先ほど申し上げたように木が生えて、どう見ても林じゃないかという土地については、農業委員会が非農地証明を出します。そうなりますと農地ではなくなりますので、農地法の規制は及ばなくなるという仕組みになっています。

【川村委員】

なかなか一筋縄ではいかないということがよく分かりました。ありがとうございました。

【豊島会長】

はい、伊藤委員。

【伊藤委員】

今の意見についてですが、農業従事の平均年齢が66歳ぐらいになっていまして、29年ぐらいまでの数字はそんなに変動がないかもしれませんが、その後農業に従事していける人の数から言うと、やっぱり農業の放棄地はかなり増えてくるのではないかなというふうに懸念されるところです。新規就農に関しても、結構力を入れているとは思いますが、そういう部分はどのように考えているのでしょうか。

【事務局】（農業振興課 星野技術主幹兼農地・交流担当課長）

確かに耕作放棄地が増える理由とすれば、歳をとって耕せないとか、引き受けてくれる人がいないとか、そういった地域内での耕作者の減少がそもそもあったりとか、農作物が安いし、経営状況の悪化といったこともあって、規模を縮小するとそれに伴って遊休農地が増えてくるという感じになっています。今回、国の方で中間管理機構が農地を中間保有して担い手の方に使ってもらう仕組みを作りました。また、昨年度からやっていますが、地域農業マスタープランということで、地域農業の担い手の方に耕作放棄地になった農地を引き受けてくれませんかということで集落内で話し合いを進めています。山の方の奥の農地はなかなか厳しいと思うので、平場の良い所でまとまって遊休化しているものは、担い手の方々に何とかありませんかということをお話を合せて使っていこうとしています。担い手は認定農業者ということで、昔から関わっている方もいらっしゃいますし、地域に入っていく方も増えてくるということになります。

【伊藤委員】

そのとおりです。ですけれども、認定農業者の方々も結構皆さん高齢ですし、集約している農地も耕作する人たちがいなくなる。今の集落へ補助する部分が変わってきていると言っても、なかなか難しい状況ではないかというふうに思われます。その辺を是非考えてこれから進めていっていただきたいなと思います。

【事務局】（農業振興課 星野技術主幹兼農地・交流担当課長）

わかりました。

【豊島会長】

ありがとうございます。農業者の高齢化、あるいは農業の経営環境の悪化、これがこれから危惧される場所ですが、そういった状況を踏まえて次の計画段階においては、おそらくはこの傾きに反映されてくるのではないかと思います。そこに行くまでの間に農業関係の審議会を始め、いろんな場面でそうならないような、少し上向きになるような取組みなどが検討されていってほしいと思います。

それでは、神田委員。

【神田委員】

先ほどの高橋委員の質問に関連してお伺いしたいのですが、例えばこの計画、年次がすごく長いので、その中で今回震災被害といった県土を大きく変えるようなものがありました。そういう中で29年度までこの数値が、先ほどは目標というよりも傾きを見ていくと説明をいただきましたが、29年度まで待っていて間に合うものなのかと純粹に思いました。最後の方に資料で付いている計画も読ませていただきましたが、例えばこれは平時の計画で、「今後、宮城県沖など大規模な地震が懸念される」とか、ちょっと現状と合わなくなってきた部分もあるので、国が29年度というのは、それはその通りなんです、岩手の場合は大きくいろんなものが変わっています。このままいくと、あと5年間くらい現実と乖離した計画になっていかなのかなというところを純粹に思うんですが、どのようにお考えか教えてください。

【事務局】（臼澤環境影響評価・土地利用担当課長）

この国土利用計画岩手県計画は、国土利用計画法に基づいて全国計画を基本とし、全国計画との整合性を図りながら策定するという位置付けになってございます。今、神田委員ご指摘のとおり、当初策定した時に想定していない大震災がございまして、計画を取り巻く状況というのは大きく変わってきているというふうに同じく認識してございます。一方、この計画を策定した段階で盛り込んでいる防災に対する考え方、例えば今、各沿岸市町村では復興計画を策定し、防災といいますか、「減災」という大きなキーワードが一つございます。高台移転や、あるいは避難路を整備して被害を極力抑えようという「減災」の考え方について、当時計画策定段階で委員の皆様からいろいろとご意見を頂戴して策定し、まとめてきた経緯がございまして。

また、エネルギーの需給転換についても全国計画以上にこの県計画においては環境に配慮し、再生可能エネルギーという視点も盛り込んでおります。この計画の骨子的な内容については、震災を受けても大きく変わっていないというふうに認識してございます。

いずれにしましても、今国の方で「新たな国土のグランドデザイン」というものの検討を進めていたり、あるいは昨年12月に「防災・減災等に資する国土強靱化基本法」というものが成立しまして、防災・減災に関する国土強靱化政策大綱というものも検討しているというふうに聞いてございます。こういった中身を情報収集しながら、また当審議会のご意見を踏まえて、次期計画に反映させていきたいと考えてございます。

【豊島会長】

神田委員よろしいでしょうか。

次に南委員。

【南委員】

今の話に似ていますが、これは22年度の土地利用基本計画ですよね。22年の時点で予測

したということで、現状の推移としてはこの表現で間違いないと思いますし、神田委員のお話にも関連して、どう整理したらいいか難しいのですが、やはり22年時点ではこの震災は想定、予測していなかったということですね。計画を立てる時に書かれている記述ですけども、やはり少し今回の震災に基づく変化があったものについては、文章上でも切り分けて記述するような工夫は、今後でもいいのであったらいいのかなと思います。22年には想定していたとはとても言えないと思いますので、道路や宅地の部分、その他等に震災からの変化が記述されていますけれども、少し切り分けるとか、22年では分からなかった、その時の計画だけでも、こんな変化が起こったというような方がよろしいかなという感想です。

【豊島会長】

事務局いかがでしょうか。特に震災に関連する事項については特出しするような、見える形にできますでしょうか。

【事務局】（臼澤環境影響評価・土地利用担当課長）

ご意見として参考にさせていただきたいと思います。なお、この計画も議会等の議決を経て決定しているものでございまして、今の貴重なご意見を参考とさせていただきたいと思います。

【豊島会長】

我々は減少あるいは増加といったこのトレンドに神経を集中して見ていきたいと思いません。それでひょっとして黄色信号が出るような状況ならば、そこでまた考えていくということにしたいですね。

はい、熊谷委員。

【熊谷委員】

先ほど、中間管理機構が設立されて、農地の関係がこれから更に変わってくるという話がありました。計画を策定した時は22年でしたので、いろんな農業関係の中でも助成金とか何かを活用しながら農業に対する意欲のある方々、要するに定年で退職した60歳前後の人たちが、農家にとってみれば若い担い手として農業に入ってきました。今農業情勢が大きく変わる中で、今日も新聞等を騒がせていましたけど、北上で業者が大きなハウスを建てながらいろんなものを作って地域のデパートとか百貨店に供給するということになると、やはり今までの農地というのが会社にとっての利益の上がる場所ということで、農業が農地であるかどうかということは農家にとってみるとすごく不安定で、ですから29年に耕作放棄地が増えるというのは、ただ単に高齢化したばかりじゃなくて、農業がいずれ国の手から離れて5年後になれば、作り放題作らなさいということはもう、国の政策から農業が放されていく、そうなった時点で、要するに29年になると大きな変貌があるんじゃないか

と思います。ですからその中間中間をよくよく見極めながら見ていかなければ、どう推移するのか農業関係にしてみると不安なんですけれども。そこのところはやっぱり年度ごとにいろいろ精査しながら進めていくということだと思います。

【事務局】（臼澤環境影響評価・土地利用担当課長）

貴重なご意見ありがとうございました。農業政策も今大きく変わろうとしていますので、今後の動向を踏まえて適切な土地利用を図っていきたくと考えております。

【豊島会長】

ありがとうございます。私なんかこの面積の数値だけで考えがちですけれども、実際、今熊谷委員がおっしゃったように中身ということは常に考えるようにしていきたいと思えますね。そういう目を持っていきたいと思えます。

それではこの辺りで、これまでの土地利用区分別面積の推移については終了としたいと思えます。こういった全体の推移の中で次に諮問されております土地利用基本計画の変更ということをお考えいただきたいと存じます。それでは事務局の方からこの諮問された内容についてご説明をお願いします。

「岩手県土地利用基本計画（計画図）の変更について」

【事務局】（鈴木主任）

（資料2「岩手県土地利用基本計画（計画図）の変更」について説明）

【豊島会長】

ありがとうございます。大変内容が豊富でありましたので、聞き逃した、そういう点があるかもしれません。ご遠慮なくご質問いただきたいと思えますが、ざっとなぞってみますと、まず資料2の1ページには、変更の後の状況が数値で示してあります。農業地域が13ha増加して、森林地域が41ha減少して、そして白地地域が9ha増加するということでもあります。それでその内訳、中身を示したものが3ページ、これからご審議いただく12の案件が含まれるということでもあります。加えて、市町村復興整備協議会で既に承認されているものが、先ほどの変更の数字に既に反映されているということでもあります。復興整備協議会という復興特区法に基づく制度がない場合には、これが全てこの席上で審議される案件であるということをおし添えて、その理解でよろしいですよ。それで問題は具体的な12の案件、3ページから4ページにわたってのこの12件について、認めてよろしいかということになります。先ほどご説明いただいたように、審議する時の視点というか、観点というのは、1つはこれまで想定しているトレンド、土地利用のトレンド、推移に大きく外れていないかどうか、これが第1点。それからその土地利用の変更が適正なものであるかどうか。更にその変更によって隣接する他地域に悪影響を及ぼさないかどうか。こういった点を踏まえてご審議いただきたいということでもありました。私の方からは

そのように今話をまとめました。どうぞ、ご質問から。井良沢委員。

【井良沢委員】

質問ですが、今回特に森林から農地に全部で5件あるんですが、場所がかなり奥地というか、都市地域じゃない、かなり奥まったところで森林からの林地開発ということで5件ぐらい出ているんですが、もし差し支えなければ、個人なのか団体なのかというのが1点目。

あと、こうした奥地での開発の傾向というのは、奥地という表現は、あまりよくないのかもしれませんが、割と都市地域じゃない、かなり山のところの農地開発というのはされる可能性があるのかというのが2点目。

最後に10ページ目の写真を見ますと、牧草地の場合はそれほどではないと思うんですが、農地で畑地で等高線に直角みたいな形で、下に浸食されやすいような感じを受けますが、また寒暖の差が激しいところですので、例えば森林法とか農地法で土砂流出防止対策とかされていると思うのですが、一応念のために対策というのはもちろんされているのでしょうか。

【事務局】（臼澤環境影響評価・土地利用担当課長）

まず1点目でございます。こちらの農地所有と申しますか耕作者は、個人の耕作によるものでございます。それから、今後この開発により農地の開発がどのように進むのかといったことについて、基本的には個人の方々が所有し、あるいは山林を所有している方が木を伐採して、そこを農地として貸して利用していくというようなものでございます。最初の1番の岩手町の川口の案件につきましても、隣接地は農地として使っておりますので、そこを今回一体的な農業利用という形で見込まれるところでございます。

今後、拡大するかしないかという見通しにつきましては、何とも言えませんけれども、今回の事案は個人的に行う部分でございまして、法人によるものではございませんので、今後の見通しとしては限定的なものと思っております。

【事務局】（森林保全課 阿部技術主幹兼保全・治山林道担当課長）

井良沢委員からのご質問の中に、裸地のように見えるということでございました。面積をみると2haということで、それほど大きな面積ではございませんが、林地開発許可を出す際は、当然のことですけれども、水害の防止、災害の防止等、排根等で土砂が流出しないように、また集水面積等で許容の雨量を飲めるような排水施設等は当然審査しておりますことを申し添えます。

【井良沢委員】

ありがとうございました。

【豊島会長】

林地開発許可制度で、もう既に認められているという案件、2番目から12番目まで。先ほどのご説明にあったとおり、災害や環境面で影響がないような施設を整備して、そしてそれを条件に認められているということで、この2番から12番については、許可されたという状況をもって自動的に森林地域から除外されるという形になります。むしろこの席上で審議していただきますのは、整理番号1番目の案件についてです。この点について、繰り返しになるかもしれませんが、もう一度何をどうしていいのというところをもう一度繰り返していただけないでしょうか。森林地域を農業地域として、林地開発許可の案件でないのが1番目ですね。

【事務局】（鈴木主任）

1番目は、林地開発許可を受けて農地造成を行ったところを農業地域に編入するというもので、農地になった部分については、森林地域から外すというものでございます。

【豊島会長】

農業地域の囲い方について、説明を少し加えていただけますか。

【事務局】（鈴木主任）

今回の変更案件は、岩手町が農用地区域の見直しをするということで、農業地域に編入するものでございます。岩手町は農用地区域の指定を筆単位で行っておりますので、今回変更する農業地域、農業振興地域につきましても、1筆の面積13haを拡大するというものです。また、現在既に農業地域として指定されております、上の方のオレンジ色の網がかかっている所ですが、この地域に連続する形で農業地域の範囲を拡大しようとするものでございます。

【豊島会長】

ありがとうございました。ピンク色のところを農業地域として、だいたい色の線で滑らかに括っているという背景には1筆単位でやっているということ、それから既存の農業地域の連続性という要素も加味して括ったと。ここを農業地域として変更することに問題はないかということが問われております。この点について何かご異議はございますでしょうか。ご質問も含めて。それではないようですので、この案件については、農業地域をこのように設定するという変更を認めるということにいたします。あと残りの案件も林地開発許可制度で認められているということですので、現状を反映する形で森林地域を縮小することを認めることにしたいと思います。

以上、この土地利用基本計画の計画図の変更についてであります。この変更を認めてよろしいでしょうか。ご異議ございませんでしょうか。

【委員】

異議なし。

【豊島会長】

ありがとうございました。それでは岩手県土地利用基本計画の計画図の変更については、当審議会として原案を適当と認める旨を知事に答申することといたします。ありがとうございました。それでは諮問されていました案件の審議をこれで終わりたいと思います。

5 その他

【豊島会長】

次に各種情報の提供がございます。まず(1)農業地域に関する情報提供について、農林水産部農業振興課からご説明をいただきたいと思います。

【事務局】（農業振興課 星野技術主幹兼農地・交流担当課長）

（資料3「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」について説明）

【豊島会長】

はい、ありがとうございました。1点だけご質問を受けたいと思います。どなたかございますか。再生可能エネルギーの導入の方向を向いて、1種農地においても設置可能、更にはワンストップ化というような内容だと思います。ないようですので、情報提供ということで、質問がありましたら個別にお聞きください。

それでは情報提供の2つ目であります、(2)東日本大震災津波からの復旧・復興状況について、復興局総務企画課からお願いいたします。

【事務局】（復興局総務企画課 小野計画担当課長）

（資料4「東日本大震災津波からの復旧・復興状況」について説明）

【豊島会長】

ありがとうございました。限られた時間でまとめていただきました。皆様から感想とか質問1件だけお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。はい、それではまた、まとまっている資料なので、持ち帰ってご覧いただければと思います。

それではその他で皆様から全体を通してで結構です、何かありますか。それでは、川村委員。

【川村委員】

先ほどの情報提供の資料3に関連して、それから全体に関連して、一つだけ申し上げた

いことがありました。メガソーラーの話が先ほどから出ていまして、一般人の間でも首都圏の大企業が地域に来て農地を広大な面積を使ってメガソーラーをやろうとしている。その電気の収益が地元には落ちないで、中央の企業に持って行かれるというような、割合ネガティブな意見があります。実際、今まで見てきた諮問内容ですとか情報提供の中でも、メガソーラーが県内でも広がりつつある、建設されつつあるという中で、より地元のためになるような事業が展開されるように私たちは見ていかなければならないのではないかと思います。決してメガソーラーに対して反対だと言っている訳ではないのですが、そのことを1点加えておきたいと思います。

【豊島会長】

ありがとうございます。それでは、川田委員。

【川田委員】

私も再生可能エネルギーの件で、一言申し上げたいと思います。国とか県の方針で、今再生可能エネルギー推進という方向に進んでいっていると思いますが、土地利用の基本方針といたしましては、より良い状態で県土を次世代に継承していくことが目標でありますから、環境に配慮したものにしていただきたいと思います。例えばバイオマスでしたら、森林資源の問題等もあると思いますし、風力ですと、野鳥に関する影響、バードストライクの問題もありますし、あと騒音など健康被害などの問題も出てくるのではないかというような危惧もあります。それから太陽光についても、農地を太陽光発電に利用することになれば、水田とか農地が本来持っている環境に対する機能がなくなってしまうという心配もあります。再生可能エネルギーが反対という訳ではありませんが、できるだけ環境に配慮した方向で進めていっていただきたいというお願いが1点でございます。

【豊島会長】

関係部局の皆様、只今のご感想・ご意見をお聞きになっていかがでしょうか。

【事務局】（臼澤環境影響評価・土地利用担当課長）

貴重なご意見、本当にありがとうございました。再生可能エネルギーの推進につきましては、今委員からご指摘がありましたとおり、森林の持っている機能の維持であったり、あるいは農地の多様性といった部分も見ながら、総合的な視点からバランスを取りながら進めていかなければいけないと思っております。バードストライクの話につきましても、環境影響評価の手続き等で、希少動植物の保護などに配慮しながら取り組んでいるところでございますので、全体的な調整を図りながら進めていきたいと思っております。貴重なご意見ありがとうございました。

【豊島会長】

その他ございますか。事務局の方で何かございますか。

【事務局】（臼澤環境影響評価・土地利用担当課長）

それでは事務局の方から1点、次回の審議会の開催の予定でございます。当審議会は年に1度、この1月の時期に開催してございます。次回の審議会の開催につきましては、基本的には、平成27年1月頃に開催したいと考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。なお、緊急にご審議いただくような個別案件等が出ましたら、その際に改めでご案内、ご相談させていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

6 閉 会

【豊島会長】

はい、ありがとうございました。それでは、以上をもちまして、第57回岩手県国土利用計画審議会を終了することといたします。多方面からの活発なご意見、誠にありがとうございました。次回の会議でもよろしくお願ひいたします。

【事務局】（臼澤環境影響評価・土地利用担当課長）

ありがとうございました。